

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算【見える化要件】について

有限会社 フルハウスカンパニー
株式会社 カラフル

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の介護報酬臨時改定により『介護（福祉・介護）職員処遇改善加算』の拡充がなされました。また、令和元年度の介護報酬改定において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」ことを目的として、『介護（福祉・介護）職員等特定処遇改善加算』が創設されました。令和 4 年には『介護（福祉・介護）職員等ベースアップ等支援加算』が創設され、この 3 つの加算で運用が行われてきましたが、介護職員の人材確保推進を目的とした賃金引上げの措置として、令和 6 年度より『介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算』への一本化が行われました。

当該加算を受給するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

【受給要件】

1. キャリアパス要件

賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は改善後の賃金総額が 4 4 0 万円以上になること、一定の割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2. 月額賃金改善要件

新加算Ⅳ相当の加算額の 2 分の 1 以上を月給の改善に充てること。

3. 職場環境等要件

- ①入職促進に向けた取組
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性向上のための業務改善の取組
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

以上の 6 区分について、算定区分別に定められた数の取組みを行うこと。実施した取組みの内容については情報公表システム等で具体的に公表すること。

※当法人の取組内容の詳細は、以下の【職場環境等要件】に記載しています。

『見える化』要件とは・・・

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算を取得するために、上記受給要件についての具体的な取組み内容をホームページ等で公開するなどして、外部から見える形で公開することです。

当法人では、ホームページにて掲載いたします。

【介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算 取得状況】

サービス種別	
介護保険	処遇改善加算 II
障害福祉	処遇改善加算 II

【職場環境要件】

区分	当法人の取り組み
入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念の実現のための施策・仕組みの明確化 ・他産業からの転職者、主婦や中高齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、業務関連専門技術研修等の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度の導入
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ・業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ・介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供